

令和5年第2回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月17日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|-----------------|--|
| 日程第 1 | 発議第 1号 | 氷川町議会の個人情報保護に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 各常任委員会の審査報告について | |
| 日程第 3 | 承認第 1号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 氷川町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 氷川町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 氷川町情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 氷川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 氷川町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 氷川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 氷川町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 13号 | 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 14号 | 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 15号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 18 | 議案第 16号 | 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第12号）について |
| 日程第 19 | 議案第 17号 | 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |

- 日程第20 議案第18号 令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第19号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第20号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第21号 令和5年度氷川町一般会計予算について
- 日程第24 議案第22号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第23号 令和5年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第24号 令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 令和5年度氷川町下水道事業会計予算について
- 日程第28 議案第26号 第2次氷川町総合振興計画後期基本計画の策定について
- 追加日程第1 同意第1号 氷川町教育長の任命について
- 日程第29 議員派遣の件
- 日程第30 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第31 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 飯田健二 | 2番 | 西尾正剛 |
| 3番 | 木下厚 | 4番 | 清田一敏 |
| 5番 | 長尾憲二郎 | 6番 | 吉川義雄 |
| 7番 | 上田俊孝 | 8番 | 三浦賢治 |
| 9番 | 上田健一 | 10番 | 松田達之 |
| 11番 | 片山裕治 | 12番 | 米村洋 |

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	濤岡美智代
企画財政課長	増永光幸	税務課長	平山早苗
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	岩本博美
農業振興課長	増住豪二	農地課長	前崎誠
建設下水道課長	星田達也	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

日程第1 発議第1号 氷川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（米村 洋君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、発議第1号、氷川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。木下厚君。

○10番（木下 厚君） 発議第1号についてご説明申し上げます。

発議第1号、氷川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、清田一敏議員の賛同を得ましたので、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

この条例の案文は皆様のお手元に配付したとおりでございます。

令和3年5月19日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が開始され、従来、民間事業者、行政機関、独立行政法人など、3本に分かれていた個人情報保護制度が1本に統合され、全国的な共通のルールが規定され、所管が国の個人情報保護委員会に一元されました。地方公共団体は共通ルールが直接適用されることになり、令和5年4月1日に施行されます。

この法改正により議会は適用対象から除外されたため、令和5年4月1日までに氷川町議会として、個人情報保護法に関わる条例を制定しないと、本町議会が保有する個人情報を守ることが出来ない状況となります。

本町議会が保有する個人情報の、これまでと同様に適正な取扱いに関し必要な事項を定め、議会事務の適正かつ円滑な運営を図りながら、個人の権利、利益を保護する必要があるため、ここに提案するまでです。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 各常任委員会の審査報告について

○議長（米村 洋君） 日程第2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、木下厚君。

○総務文教常任委員長（木下厚君） 総務文教常任委員会審査報告書。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、主なものを御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認1件、条例6件、予算2件、その他2件であります。

当委員会は3月13日、役場2階大会議室で、関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

承認第1号、専決処分の報告並びに承認について、質疑、意見はなく、採決の結果、全員賛成で承認すべきものと決定しました。

議案第2号、氷川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、及び議案第3号、氷川町行政不服審査会条例の一部を改正する条例については、質疑、意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、氷川町情報公開条例の一部を改正する条例については、改正の内容についての質疑があり、不開示情報について個人情報の保護に関する法律との整合性を図るためと答弁がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例の一部を改正する条例については、個人情報の有効性についての質疑に、個人情報保護とデータ流通を両立するものと答弁がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。

議案第6号、氷川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する改正する条例について、及び議案第15号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、質疑、意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。

議案第16号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第12号）について、歳出の振興費では、移住支援金は東京23区の人が対象になることの周知はどうしているのかの質疑に、県や町のホームページで紹介、東京では移住相談会で紹介されていると答弁されました。結婚チャレンジ補助金の減額理由の質疑に、2団体分計上し、1団体が申請されたためと答弁。ペルー支援衣料送付作業委託料の減額については、衣類は全部送ったのかの質疑に、ペルーの情勢悪化で遅れないため減額した。新年度の予算で、大阪府にある団体を通じて、貧困なところへの支援に変更すると答弁がありました。テーマ型まちづくり補助金の減額利用の質疑に、去年は、外国人との交流に取り組む地区からの申請があったが、今年はそのような取組をする地区の申請がなかったためと答弁がありました。

消防費では、消防団報酬の状況についての質疑に、火災1件に出動し、実績見込みで減額した。支払いは幹部会議で協議しており、今年度までは各分団を通じて個人へ支給、来年度から個人口座へ振り込む予定であると答弁がありました。土砂災害危険住宅移転促進補助金の内容と対象区域はの質疑に対し、土砂災害特別警戒区域であるレッドゾーン内に居住する方の安全な地域への住宅移転を促進する県の事業で、9地

区の一部が指定されている。該当世帯へは、県と町から文書で知らせられていると答弁がありました。

小学校費の車いす階段昇降機レンタル料は、必要な人がいなくなったのかの質疑に、車いすを必要とする可能性が高い新入学児童があり予算化したが、入学時には自力で歩行できるようになったためと答弁がありました。

中学校費の観劇等鑑賞謝礼及びCSの日の講師謝礼の減額理由はの質疑には、観劇鑑賞はコロナウイルスの感染拡大の影響により実施しなかった。CSの日は講師を必要としない内容だったためと答弁がありました。

歳入では、学校使用料の内容についての質疑に、学校グラウンド及び体育館を休日や時間外に社会体育として貸し出す分と答弁がありました。教育使用料のうち、桜ヶ丘グラウンドと屋内ゲートボール場の増額理由はの質疑には、両施設とも新型コロナウイルス感染拡大前の利用状況に戻っているため、実績によるものと答弁がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決しました。

議案第21号、令和5年度氷川町一般会計予算について、歳出の総務費では、インボイス対応支援業務委託料によるインボイスの町の対応についての質疑に、町が事業者に対して売手となる場合、町が発行する請求書等がインボイス適格請求書でなければ、買い手である事業者は仕入れ税の控除を受けることができなくなるため、町の一般会計は課税事業者には該当しないが、住民、取引相手に不都合があるといけないので、適格請求書発行事業者として登録をしていると答弁がありました。この支援事業の担当課は出納室となると答弁がありました。

会計年度任用職員の人数と昨年との比較の質疑に、68名分で、各課での増減はあるが、増額の主なものとして、地域おこし協力隊員を2名増員するためと答弁がありました。

新個人情報保護運用支援業務委託料の内容の質疑に、運用マニュアルの作成、職員研修、個人情報の安全管理措置に関わる管理規定の整備などの業務を委託するものと答弁がありました。

地方バス対策補助金は年々高くなる一方のため、町からの路線等の要望は出来ないかの質疑には、利用者の半数程度が町内で乗車下車されている路線はあるので、地域住民の重要な交通手段となっている。高齢者等へのタクシー助成事業も行っており、現時点では効率的であると判断しているとの答弁がありました。

備品購入タブレットの50台の目的はの質疑には、議員利用のタブレットと同様のもので、会議の利用拡大を図るため、各課へ配備するものと答弁がありました。

消防費の八代広域行政事務組合消防本部負担金には新開消防署県施設負担金が含まれていると思うが、算出方法はの質疑には、(仮称)新開消防署の建設については、配備された常備消防要員と特別防災区域の要員数で案分し、八代市と氷川町の共通分を算出。その金額に負担割合を乗じて算出した5,786万6,000円が含まれていると答弁がありました。

消防団管理アプリケーション使用料についての質疑には、団員個人所有のスマホにアプリを登録し、災害時の情報伝達の迅速化、事務処理の効率化などを想定していると答弁し、氷川町防災マップウェブ版の内容はの質疑には、防災マップに航空写真及びUTMグリッドを重ね合わせ、災害時の現在位置及び災害地を正確に把握、伝達するためのものと答弁がありました。

防災士教育事業補助金の内容はの質疑には、教本代、受験料、登録料100人分を計上していると答弁がありました。

中学校費の中学校組合負担金が昨年より600万円減っている理由はこの質疑に対し、昨年は技術棟の修繕などが含めていたためと答弁があり、小学校費の竜北東小学校敷地除草作業業務委託料の内容の質疑に対して、敷地面積が広いため、防球ネット内の草刈りをシルバー人材センターへ委託するものと答弁がありました。

教育費の23歳の集い（令和2年度成人式代理式典）の時期と内容はこの質疑に、これから実行委員会を設け、打合せをしながら内容を詰めていく。時期はお盆を想定していると答弁し、文化財管理委託料の内容確認後、毎年度予算計上しているようなので、維持管理の方法を検討してほしいとの要望がありました。

保健体育費では、学校給食共同調理場開始改修工事の第1期とあるが、何年を予定しているのか、また、建て替えではなく改修で大丈夫かの質疑に、5年度と6年度の2か年計画で改修を行い、躯体や屋根の損傷は少なく、公共施設管理計画に基づき長寿命化を行うものと答弁がありました。

歳入では、町税、法人税が増額となっている根拠はこの質疑に、4年度の実績と徴収率をもとに算定していると答弁がありました。

デジタル田園都市国家構想交付金とは何かの質疑には、歳出にあるキャッシュレス、コンビニ交付サービス、公共施設の予約サービス、行政手続のオンライン化などの制度を整えるための補助金と答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決しました。

議案第26号、第2次氷川町総合振興計画後期基本計画の策定については、イノシシなどの獣による被害が減少傾向とあるが、減少しているのかの質疑に、内容はそれぞれ担当課に確認している。減少はしていても、引き続き対策をとる必要性を課題としていると答弁がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決する事に決しました。

当委員会に付託された案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、西尾正剛君。

○産業建設厚生常任委員長（西尾正剛君） 産業建設厚生常任委員会の審査を報告いたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、議論されました主なものを要約して、ご報告申し上げます。

まず、今回、当委員会に付託された、全日本年金者組合八代支部長からの請願、物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書を国に提出していただくことを求める請願書については、委員会条例の規定により、傍聴の申出があったため、許可後、傍聴人に配慮して、議案審査に入る前に請願の審査を行いました。

審査は、紹介議員の吉川義雄氏を説明員とし、追加の説明を求めながら行いました。

本請願の内容である令和5年度の年金改定を物価上昇率に基づき増額してほしい旨については、既に令和5年1月20日に、令和4年平均の消費者物価指数の公表に基づき、この物価変動率を用いて、令和5年度改定された年金額が年金局から公表されているため、これから意見書を提出する時期とは言えず、採択の判断基準と解釈出来ません。

しかしながら、昨今の急激な物価上昇が、年金受給者の消費生活を極めて圧迫している状況であることから、今後の国内経済情勢や国の予算動向の推移を見極める必要もあり、継続審査とすることに決しました。

また、竜北漁業協同組合の実態についての要望は、書類不備のため差戻しといたしました。

引き続き、当委員会に付託されました案件の審査を行いました。承認1件、条例7件、令和4年度補正予算5件、令和5年度当初予算5件であります。

当委員会は、3月10日に関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

承認第1号の専決処分の報告及び承認については、竜北西部学童保育所のペルー展示品受入れ業務費用として、成田空港から搬送されるのはどのような物品なのかの質疑に対し、平岡千代照様の胸像や杖、愛用されていたものなどであるが、搬入展示されるもの全てが無償譲渡されるものかどうかは、後日確認したいとの答弁がありました。ほかに質疑なく、採決の結果、全員賛成で承認すべきものと決しました。

議案第8号、氷川町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定については、消防団や自主防災組織の避難行動要支援者名簿情報取得の窓口や、取扱いについての質疑に対し、これまで、避難行動者名簿情報は、同意が得られている分は区長や民生委員に提供している。この条例制定により、同意がなくても、情報提供ができることとなるとの答弁がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第10号、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、並びに議案第11号、氷川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、この事業内容についての質疑はあったものの、条例改正内容の質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、氷川町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例については、竜北西部学童保育所設置に伴う条例改正であるため、質疑なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、出産育児一時金が8万円アップされることになるが、規則で定める加算金と合わせていくらになるのかに対して、1万2,000円が加算されて、今後は、出産時に50万円となるとの答弁がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については質疑及び意見がなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。

議案第16号、令和4年度氷川町一般会計補正予算(第12号)については、民生費の住民税非課税世帯数に対する臨時特別給付金の2,750万円の減額補正についての質疑に対して、非課税世帯分の10万円の給付金は11月末で申請が終わり、142件、物価高騰分の5万円は現在までに1,216件の支給が終わり、期限までに50件と見込んだ減額である。予算計上の段階での見込みと比較しての減額であると答えました。

また、商工費の企業立地促進補助金の100万円の減額と歳入の組替えについて説明を求めたところ、用地取得費が安く済んだため、補助金自体が見込みより400万円下がり、これを5年間で分けると100万円の減額となる。また、財源は、過疎債の対象となったことから、一般財源から地方債に組替えたとの答弁がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第18号、令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、及び議案第19号、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、並びに議案第20号、令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、特段の質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、令和5年度氷川町一般会計予算については、都合上、細々の質疑や意見は割愛し、主な5点に絞っての報告といたします。

まず1点目、民生費、社会福祉費の高齢者等福祉タクシー事業の240万円の計上については、3か年の町予算での実証実験を踏まえ、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金からの充当で引き継がれてきたが、事業内容とこれまでの利用者の推移についての質疑に対して、対象者は、運転免許証を持たず、75歳以上の住民税非課税対象者であること、もしくは、身体障害者手帳等交付者である。500円券を24枚交付しているが、令和元年度は181人、令和2年度は193人、令和3年度は191人、令和4年度は12月末段階で191人に交付していると答弁いたしました。

次に、2点目、高齢者福祉費の中で、敬老会の記念品については、どのような品物を考えているのか。対象者全員に配布するかの質疑に対しては、会場への来場者限りとして、全対象者の8割程度としている。予算は1人1,000円とした計上である。前回の記念品はコロナ禍で配布せず、名簿のみであったが、まだ品物は決めていないと答弁がありました。また、会場に行きたくても行けない人もいる。記念品も、食べ物では賞味期限があるが、全員に配布する工面は検討出来ないかの質疑に対しては、記念品の選定には苦慮する。そのため、意見を広く求めたい。配布については、民生委員等の協力にも限界があるとの答弁でした。

3点目、高齢者福祉予算の1,260万円の食の自立支援事業委託料の事業内容や、令和4年度からの委託事業者が行っている食事提供の利用者からの声はどう届いているかとの質疑については、現段階で特に苦情の声は届いていない。好評であると理解しているが、その状況把握には努めていきたい。昨今の食材費の値上げに伴って、必要であれば、今後、委託業者と協議を行って事業を円滑に進めていきたいと答弁いたしました。

4点目、衛生費、塵芥処理費の廃棄物処理施設整備工事費の2,255万6,000円について、工事費の財源についての質疑に対しては、過疎債を活用すると答弁いたしました。

主だった質疑の最後の5点目は、土木費、道路新設改良費の町道新田野津橋線道路改良測量設計業務委託料としての2,500万円の事業内容について、朝夕、渋滞する町道であり、道路拡幅改良が強く要望された区間であるが、その区間と総延長、財源、測量設計を含む事業内容の質疑に対し、北野津方向への踏み切りから野津橋の区間で、延長は550メートルを予定している。財源は、社交付金からの56パーセントを充当し、補助裏は過疎債の計画である。令和8年度までに、拡幅工事を完了したい。そのため、令和5年度で測量設計をし、令和6年度に用地買収に入り、令和7年、8年度の2か年で工事を終えたいと答弁いたしました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計予算について、議案第23号、令和5年度氷川町介護保険特別会計予算について、及び議案第24号、令和5年

度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について、並びに議案第25号、令和5年度氷川町下水道事業会計予算については、特に質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（米村 洋君） 日程第3、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、承認第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 氷川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第2号、氷川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の意見方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 氷川町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第3号、氷川町行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 氷川町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第4号、氷川町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 氷川町を守る守り築き上げるまちづくり条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第5号、氷川町を守る守り築き上げるまちづくり条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第6号 氷川町職員の分限に関する手数料及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第6号、氷川町職員の分限に関する手数料及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第7号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第7号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第8号 氷川町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第10、議案第8号、氷川町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第9号 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第11、議案第9号、氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第10号 氷川町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第12、議案第10号、氷川町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第11号 氷川町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第13、議案第11号、氷川町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第12号 氷川町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第14、議案第12号、氷川町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第13号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第15、議案第13号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第14号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第16、議案第14号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第15号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（米村 洋君） 日程第17、議案第15号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第16号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（米村 洋君） 日程第18、議案第16号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第17号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（米村 洋君） 日程第19、議案第17号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第18号 令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（米村 洋君） 日程第20、議案第18号、令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第19号 令和4年度氷川町後期高齢医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第21、議案第19号、令和4年度氷川町後期高齢医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第20号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（米村 洋君） 日程第22、議案第20号、令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第21号 令和5年度氷川町一般会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第23、議案第21号、令和5年度氷川町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第22号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第24、議案第22号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第23号 令和5年度氷川町介護保険特別会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第25、議案第23号、令和5年度氷川町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第24号 令和5年度氷川町後期高齢者医療特別者特別会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第26、議案第24号、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別者特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第25号 令和5年度氷川町下水道事業会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第27、議案第25号、令和5年度氷川町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第26号 第2次氷川町総合振興計画後期基本計画の策定について

○議長（米村 洋君） 日程第28、議案第26号、第2次氷川町総合振興計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで10分間暫時休憩いたします。

-----○-----

午前10時49分

午前11時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、町長から同意第1号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 同意第1号 氷川町教育長の任命について

○議長（米村 洋君） 追加日程第1、同意第1号、氷川町教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第1号につきまして、御説明をいたします。

太田現教育長から、体調不良を理由に退職の申出がありました。承認をいたしましたので、後任を任命するものであります。

次の者を氷川町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町野津830番地2、氏名、西村裕、生年月日、昭和37年5月12日生まれでございます。

同氏は、矢部町立御岳中学校を皮切りに、教員として、37年間、職務に精励され、現在は八代市立代陽小学校校長の職にあり、今月末で退職を迎えられます。この間、教頭、校長職を歴任されたほか、八代市教育委員会学校教育課の指導主事、課長補佐、審議員及び課長を歴任されており、学校現場及び行政現場の両面から教育行政に携わられ、精通されております。温厚誠実で高潔な人柄、これまでの経験及び教育行政への識見と関心も高く、教育長に適任と考えますので、任命いたしたく、同意をお願いするものであります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。本案は同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議員派遣の件

○議長（米村 洋君） 日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件についてはタブレットのとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はタブレットのとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第30 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（米村 洋君） 日程第30、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、タブレットのとおり、活動調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第31 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（米村 洋君） 日程第31、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、タブレットのとおり、請願に関する事項及び活動調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（米村 洋君） 日程第32、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、タブレットの通り本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありません。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会に当たって挨拶の申出があります。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして承認可決並びに同意をいただき、誠にありがとうございます。

今朝の熊日朝刊に、秋山幸二杯中学生野球大会の記事が載っておりました。4年ぶりに開催をいたしました。秋山監督本人も会場に来ていただき、大会を盛り上げていただきました。本当に意義ある大会だったと思っておりますし、今後もしっかりと引き継いでいきたいと思っております。

令和4年度も残り2週間となりましたが、26日には氷川まつり、30日には平岡ルイス御一行様の歓迎レセプション、31日には竜北西部学童保育所落成式を挙行いたしますので、議員各位の御臨席を賜りたいと思っております。

議会の総意として3月9日付けで要望のありました、平岡カルロス千代照氏の名誉町民表彰への推挙につきまして、平岡氏は19歳で異国の地に渡り、並々ならぬ苦勞の末、一代で事業の成功を収め、また、高等専門学校や大学等、多くの学校を支援されるなど、慈善活動にも尽力され、日本政府から瑞宝章の授与、リマ市の名誉市民表彰、ワント市の名誉市民表彰など、様々な表彰を受けられるとともに、熊本県人会の発展にも寄与されました。そして、ふるさとを愛するその意思是御家族にも受け継が

れ、今回の竜北西部学童保育所建設に向けた御寄附につながっております。このような功績と経緯をたどれば、平岡カルロス千代照氏は名誉町民表彰に値するものと考えます。今後、表彰の時期と場所を検討し、後日、議会の同意を求めますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本定例会でいただきました貴重な御意見、提案に配慮しつつ、施政方針で述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組むとともに、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革の敢行と、住民生活の安寧を第一に考える、持続可能な基礎自治体としての堅実な行政運営に努めてまいりたいというふうに思っております。それぞれ職員とともに取り組んでまいりますので、議員各位のさらなる御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

3月末をもって、教育長、それから課長職4名が退職を迎えます。これまで、議員の皆様方には、高所大所からの御指導をいただきました。私からも、御礼を申したいというふうに思っております。ありがとうございました。

なお、気候不順の折から御自愛の上、ますます御活躍いただきますよう心より御祈念申し上げまして、閉会にあたりましての御礼の言葉といたします。お世話になりました。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和5年第2回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月12日 氷川町議会議長 米村 洋

令和5年6月12日 氷川町議会議員 三浦 賢治

令和5年6月12日 氷川町議会議員 上田 健一